

厚生労働省告示に基づく「厚生労働大臣が定める揭示事項」は以下のとおりです。

令和7年4月1日 現在
大曲厚生医療センター

【入院基本料に関する事項】

一般病棟入院基本料 急性期一般入院料1

当院は入院費用の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算するDPC対象病院となっております。
厚生労働省が定める係数は以下の通りです。

基礎係数（D P C 標準病院群）	1. 0 4 5 1
機能評価係数 I	0. 2 9 0 6
機能評価係数 II	0. 1 8 8 4
合計	1. 5 2 4 1

【東北厚生局長に届け出た事項に関する事項】

1. 当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っております。

【基本診療料】

- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算1
- 医師事務作業補助体制加算1（15対1）
- 急性期看護補助体制加算（50対1）
- 看護補助体制充実加算
- 看護職員夜間配置加算（16対1）
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 無菌治療室管理加算1
- 無菌治療室管理加算2
- 医療安全対策加算1
- 医療安全対策地域連携加算1
- 感染対策向上加算1
指導強化加算
- 患者サポート体制充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 術後疼痛管理チーム加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- バイオ後続品使用体制加算
- 病棟薬剤業務実施加算1
- データ提出加算2
- 入退院支援加算1
入院時支援加算
地域連携診療計画加算
- 認知症ケア加算3
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 地域医療体制確保加算
- 小児入院医療管理料4
- 地域包括ケア病棟入院料2
看護職員配置加算
- 緩和ケア病棟入院料2
- 入院時食事療養（I）

【特掲診療料】

- 外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
- 外来栄養食事指導料の注3に規定する基準
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料イ
- がん患者指導管理料ロ
- がん患者指導管理料ハ
- がん患者指導管理料ニ
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 二次性骨折予防継続管理料1
- 二次性骨折予防継続管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 下肢創傷処置管理料
- 院内トリアージ実施料
- 夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 外来腫瘍化学療法診療料の注8に規定する連携充実加算
- 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- がん治療連携計画策定料
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料1
- 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
- 遺伝学的検査
- 骨髄微小残存病変量測定
- B R C A 1 / 2 遺伝子検査
- H P V 核酸検出及びH P V 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- 検体検査管理加算（IV）
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 神経学的検査
- コンタクトレンズ検査料1
- C T 透視下気管支鏡検査加算
- C T 撮影及びM R I 撮影
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管リハビリテーション料（I）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- 運動器リハビリテーション料（I）
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
- がん患者リハビリテーション料
- 人工腎臓
- 導入期加算1
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ストーマ合併症加算
- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- 骨移植術（自家培養軟骨移植術に限る。）
- 後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
- 椎間板内酵素注入療法
- 脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算1
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算2
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、等
- 経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
- 大動脈バルーンパンピング法（I A B P 法）
- 体外衝撃波胆石破碎術
- 膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開によるもの）
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術及び切除術に限る。）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 輸血管理料II
- 輸血適正使用加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 麻酔管理料（I）
- 周術期薬剤管理加算
- 高エネルギー放射線治療
- 保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製
- 病理診断管理加算1
- 看護職員処遇改善評価43
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 入院ベースアップ評価料51
- 酸素の購入単価

【歯科】

- 初診料（歯科）の注1に掲げる基準
- 歯科外来診療医療安全対策加算1
- 歯科外来診療感染対策加算1
- 歯科治療時医療管理料
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- 口腔粘膜処置
- C A D / C A M 冠及びC A D / C A M インレー
- 上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科）
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- レーザー機器加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）

2. 当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後6時以降）適温で提供しております。